

重要事項説明書

(居宅介護支援)

利用者 : 様

事業者 : 居宅介護支援事業所 笑心

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

[令和 7 年 3 月 6 日 現在]

1. 事業者

法人種別・名称 株式会社あくひろ
所在地・電話 滋賀県大津市小関町 7-33
代表取締役 濱田祐之
電話 077-572-5234
設立 2021 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 笑心
所在地	滋賀県大津市小関町 7-33
電話・FAX	(電話) 077-523-7070 (FAX) 077-572-5707
事業所の指定番号	居宅介護支援 (2570106027)
サービスを提供する地域※	大津市中地域包括支援センター・大津市中第二地域包括支援センター・大津市比叡地域包括支援センター・大津市比叡第二地域包括支援センター・京都市山科区全城

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤		非常勤		職務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	0 名	1 名	0 名	0 名	事業所管理業務、及び業務の一元管理、指揮命令 苦情相談業務
介護支援専門員	0 名	1 名	0 名	0 名	居宅介護支援業務
事務員	0 名	0 名	0 名	0 名	事務処理業務全般

(3) 事業所の目的

要介護等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。

(4) 事業所の運営方針

1 事業者は、介護保険法その他法令、「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 27 年 3 月 20 日

- 大津市条例第 53 号)」、に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 2 要介護者であり利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活が営めるよう、身体介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
 - 3 要介護等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 4 要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業所等との連携に努める。また、地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図れるよう努める。
 - 6 サービス提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減、もしくは悪化防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。
 - 7 事業者は、計画に位置付けた居宅サービス事業者から個別サービス計画の提出を求めるほか、地域ケア会議において個別の情報提供について依頼された場合は、これに協力するよう努める。
 - 8 サービス提供後も常に自らのサービス内容等について質の評価を行うと共に、改善を図るよう努める。
 - 9 事業者は、利用者的人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(5) 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日

(日曜日・祝日、12月29日～1月3日は休業)

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

3. 居宅介護支援の内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成し、利用者の希望や課題分析の結果に基づき総合的なサービスを計画作成する。居宅サービス計画作成に際し、利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができるものとする。また、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めるものとする。

(2) 経過観察・再評価

利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談を行い、既に提供を受けているサービスの状況、利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の

質を維持、向上させていく上で生じている問題点を明らかにする。

(3) 施設入所への支援

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、主治医の意見等を参考にし介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が要介護状態区分の変更に認定を受けた場合などの場合において、サービス担当者会議を開催し、サービス担当者から専門的な見地から意見求めサービス計画の変更を行う。また、利用者の希望による軽微な変更も行う。

(5) 給付管理

介護を必要とする人が介護サービスを利用すると、サービスを提供した事業所は国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に介護保険請求を行う。この介護給付費の支給に関連した一連の業務を実施する。

(6) 要介護認定等の申請に係る援助

要介護認定の申請に関する手続きを代わって行うことができるものとする。

被保険者から要介護認定の申請の代行を依頼された場合等においては必要な協力を行う。

(7) サービス提供の記録

居宅サービス計画書の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を行う。少なくとも一月に一回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも一月に一回はモニタリング結果を記録する。

居宅介護支援の流れについて（大津市条例第53号第16条）

4. 利用者様の居宅への訪問頻度のめやす

利用者様の状況把握のため、介護支援専門員が利用者様の居宅に訪問する頻度のめやす	この契約の期間中、1ヶ月に1回以上
---	-------------------

5. 利用料

(1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険サービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者等の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法廷代理受領が出来ない場合、要介護度に応じた利用料金（介護報酬の告示上の額）を頂きます。

居宅介護支援費（I）（地域区分 1単位：1070円）

区分		サービス単位	サービス利用料金	備考
居宅介護支援費 (i)	要介護1・2	1086単位	11,620円／月	介護支援専門員一人当たり 利用者45人未満
	要介護3・4・5	1411単位	15,097円／月	

居宅介護支援費 (ii)	要介護 1・2	544 単位	5, 820 円／月	一人あたり利 用者 45 人以 上 60 人未満
	要介護 3・4・5	704 単位	7, 532 円／月	
居宅介護支援費 (iii)	要介護 1・2	326 単位	3, 488 円／月	一人あたり利 用者 60 人以 上
	要介護 3・4・5	422 単位	4, 515 円／月	

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	内容
初回加算	300 単位	3, 210 円／回	新規に居宅サービス計画を作成する場合。又は、要介護状態が 2 区分以上変更になった方、過去 2 カ月以上、居宅介護支援費が算定されておらず、居宅サービス計画を作成した場合。
入院時情報提供加算 (I)	250 単位	2, 675 円／回	病院等に入院された際、必要な情報を入院した日のうちに提供した場合
入院時情報提供加算 (II)	200 単位	2, 140 円／回	病院等に入院された際、必要な情報を入院した日の翌日又は翌々日に提供した場合
退院・退所加算 (カンファレンス参加なし)	450 単位 (連携 1 回) 600 単位 (連携 2 回)	4, 815 円／回 6, 420 円／回 入院・入所期間中 上限 2 回	当該居宅利用者の退院又は退所に当たって、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画書を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合。
退院・退所加算 (カンファレンス参加あり)	600 単位 (連携 1 回) 750 単位 (連携 2 回) 900 単位 (連携 3 回)	6, 420 円／回 8, 025 円／回 9, 630 円／回 入院・入所期間中 上限 3 回	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2, 140 円／回	医療機関の求めにより、医療機関の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サ

			サービス、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。
通院時情報連携加算	50単位	535円／回	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うと共に、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、サービスを提供する地域を超えた地点から公共交通機関を利用した場合は実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合は、交通費は、片道1kmにつき、38円で算定した往復料金を徴収する。

(3) 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

複写物の交付：1枚につき20円

6. 個人情報の保護

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有する為に個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。
- (3) 当事業所において契約者およびその家族の個人情報の利用目的は次の通りです。
 - ・当該事業所が契約者等に提供するサービス
 - ・業務の維持・改善に為の資料
 - ・学生等の実習への協力
 - ・介護保険業務

- ・業務上必要な行政への対応
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ・当該事業者からのご案内

以上の利用目的以外で契約者の情報を利用する場合は、契約者に対して、個別に理由を説明し、同意を得た上で行います。

7. 事故発生時及び緊急時の対応

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者または家族及び関係機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、出来る限り速やかに損害賠償を行うものとします。

さらに契約者に対するサービス提供の際に、契約者の病状に急変があった場合には、医師の指示を受け、必要により最寄りの救急病院等に搬送するなどの措置を講ずると共に、家族及び市町村関係機関等に連絡を行うものとします。

8. 苦情等の受付

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情受付担当	管理者 山本 喜則
受付日・受付時間	月曜日から土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (日曜日・祝日と 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く)
受付電話番号	077-523-7070

(2) その他の窓口

相談窓口	電話番号	受付日	受付時間
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605	月～金	9：00～17：00
大津市健康保険部介護保険課	077-528-2753	月～金	9：00～17：00
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090	月～金	9：00～17：00
京都市山科区役所 保険福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課（高齢介護保険担当）	075-592-3290	月～金	8：30～17：00

9. 虐待防止に関する取り組み

当事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、担当者を定めて以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置

(4) 虐待防止のための対策を検討し、事業者への周知

当事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センターもしくは市町村に通報するものとします。

10. ハラスメントに関する取り組み

当事業者は、適正な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において従業者に対する以下のハラスメント防止の為に必要な処置を講じます。

ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず、優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記（1）～（3）のいずれかの行為に該当するものとします。

- (1) 身体的な力を使った危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
(パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他)
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
(パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他)
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
(セクシャルハラスメント)

11. 感染症対策の強化

当事業者は感染症の発生、または蔓延を防止するために、以下の措置を講じます。

- (1) 感染症対策に関する指針の整備
- (2) 定期的な委員会や研修の実施

12. 業務継続に向けた取り組み

当事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為に、以下の措置を講じます。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 定期的な研修及び訓練の実施

13. 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

14. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無：なし

16. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) あなたを担当する介護支援専門員は、_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

説明日 年 月 日

株式会社あくひろ
代表取締役 濱田祐之
居宅介護支援事業所 笑心

説明者 _____

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

同意日 年 月 日

利用申込者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

続柄 ()

代筆者 住所 _____

氏名 _____

続柄 ()

代筆理由 :

※この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には利用者及び事業所の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が（署名）記名押印を行います。サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける利用者本人の意思に基づくものでなければならないことは言うまでもありません。したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人（法定代理人・任意代理人）を選任し、これを行うことができます。尚、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる者（例えば同居親族や近縁の親族など）であることが望ましいものと考えます。尚、手指の障害などで単に文字が書けないなどと言った場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます。

(別紙)

公平中立性の取り組みについて

公平中立性の確保を図る観点から、以下について、本人や家族へ説明を行います。

①前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護：51.2%

通所介護：28.9%

地域密着型通所介護：14.6%

福祉用具貸与：82.3%

※（令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月）時点

②前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されるものの割合

	上位 1 位	上位 2 位	上位 3 位
訪問介護	ヘルパーステーション 桃の郷京都東山 13.1%	社会福祉法人 京都福祉サービス協会 山科事務所 12.1 %	ホームサポート ぶどうの木 12.1%
通所介護	デイサービス桃の郷 京都東山 23.2%	長等の里通所介護事業 所 10.7%	ぐらんしーるデイサービスセンター他 10.7%
地域密着型 通所介護	リハビリデイサービス センター大津店 39.2%	近江リハビリセンター 21.4%	リハプライド大津阪本 21.4%
福祉用具貸与	株式会社ヤマシタ 大津営業所 30.1%	株式会社ヤサカ 滋賀南支店 11.3%	株式会社ローズライフ 9.4%